○関東地方整備局告示第三百四号

荒川水系に係る指定区間外の一級河川荒川について、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号。以下「法」という。）第六条第二項の区域を次のように指定する。

平成二十六年七月八日

関東地方整備局長　越智　繁雄

その関係図面は、国土交通省関東地方整備局及び同局荒川上流河川事務所に備え置いて縦覧に供する。

次の図面の黄緑色で着色した部分に該当する土地の区域

（図面省略）

附　則

河川法施行法（昭和三十九年法律第百六十八号）第十三条の規定により、河川保全区域の指定があったものとみなされた、昭和十三年一月十四日付け埼玉県告示第二十三号に係る土地のうち、次の図面の黄色で着色した部分に該当する土地の区域は廃止する。

（図面省略）

人事異動

内　閣

○総務大臣臨時代理

国務大臣　田村　憲久

総務大臣新藤義孝海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に総務大臣の職務を行う国務大臣に指定する

同　田村　憲久

内閣府特命担当大臣新藤義孝海外出張不在中内閣府特命担当大臣（国家戦略特別区域担当及び地方分権改革担当）事務代理を命ずる（以上七月一日）

（奈良地方裁判所判事兼奈良家庭裁判所判事）判事　五十嵐常之

簡易裁判所判事に兼ねて任命する

（奈良地方裁判所判事兼奈良家庭裁判所判事・葛城簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事　松尾　昭彦

願に依り本官並びに兼官を免ずる（以上七月二日）

（内閣府大臣官房参事官）内閣府事務官　大塚　幸寛

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣総務官室））に併任する（七月三日）

金　融　庁

（総務企画局総務課長）内閣府事務官　中島　淳一

（総務企画局市場課長）同　齋藤　通雄

総務企画局参事官を命ずる（各通）

（監督局銀行第一課長）同　栗田　照久

総務企画局総務課長を命ずる

（財務省国際局為替市場課長）財務事務官　松尾　元信

内閣府事務官に任命する

総務企画局企画課長を命ずる

兼ねて総務企画局市場課長を命ずる

（総務企画局企画課長）内閣府事務官　藤本　拓資

監督局総務課長を命ずる

兼ねて監督局銀行第一課長を命ずる

（経済産業省経済産業政策局産業組織課知的財産政策室長）経済産業事務官　川上　敏寛

内閣府事務官に任命する

監督局総務課監督調査室長を命ずる

（財務省中国財務局長）財務事務官　河野　一郎

内閣府事務官に任命する

証券取引等監視委員会事務局次長を命ずる

（総務企画局参事官）内閣府事務官　水口　純

証券取引等監視委員会事務局総務課長を命ずる

（監督局総務課長）同　西田　直樹

（証券取引等監視委員会事務局総務課長）同　其田　修一

財務省に出向させる（各通）

（監督局総務課監督調査室長）同　松浦　哲哉

経済産業省に出向させる

（金融庁監督局長）同　細溝　清史

金融庁長官に任命する

（金融庁総務企画局審議官）同　池田　唯一

金融庁総務企画局長を命ずる

（金融庁証券取引等監視委員会事務局次長）同　寺田　達史

金融庁総務企画局審議官を命ずる

（財務省大臣官房参事官）財務事務官　西田　直樹

兼ねて内閣府事務官に任命する

兼ねて金融庁総務企画局審議官を命ずる

（財務省関東財務局金融商品取引所監理官兼金融庁総務企画局審議官）財務事務官兼内閣府事務官　遠藤　俊英

内閣府事務官・金融庁総務企画局審議官兼務を免ずる

内閣府事務官に任命する

金融庁検査局長を命ずる

（金融庁検査局長）内閣府事務官　森　信親

金融庁監督局長を命ずる

（金融庁総務企画局参事官）同　小野　尚

財務省に出向させる

（財務省関東財務局金融商品取引所監理官）財務事務官　小野　尚

兼ねて内閣府事務官に任命する

兼ねて金融庁総務企画局審議官を命ずる

（金融庁総務企画局参事官）内閣府事務官　長谷川　靖

財務省に出向させる

金融庁長官

（金融庁総務企画局長）内閣府事務官　桑原　茂裕

願により本官を免ずる（各通）（以上七月四日）

法　務　省

○定年退官

東京区検察庁副検事平井正規は、検察庁法第二十二条の規定により七月四日限り定年退官

最高裁判所

東京高等裁判所判事に補する

判事　増永謙一郎

東京高等裁判所判事に補する

判事兼簡易裁判所判事　藤田　正人

東京高等裁判所判事に補する

東京簡易裁判所判事に補する

同　西野　吾一

千葉地方裁判所判事に補する

兼ねて千葉家庭裁判所判事に補する

千葉簡易裁判所判事に補する

判事　川畑　正文

大阪地方裁判所判事に補する

部の事務を総括する者に指名する

判事兼簡易裁判所判事　山口　格之

熊本地方裁判所判事に補する

兼ねて熊本家庭裁判所判事に補する

熊本簡易裁判所判事に補する

同　吉村　真幸

鹿児島地方裁判所判事に補する

部の事務を総括する者に指名する

兼ねて鹿児島家庭裁判所判事に補する

鹿児島簡易裁判所判事に補する

簡易裁判所判事　一場　康宏

同　衣斐　瑞穂　同　高原　知明

東京簡易裁判所判事に補する（各通）

同　川淵　健司

京都簡易裁判所判事に補する

判事補兼簡易裁判所判事　岩崎　雄亮

同　大谷　恵子　同　橋口　佳典

同　山岸　秀彬　同　草野　克也

同　伊藤　孝至　同　西澤　恵理

同　廣瀬　仁貴

東京地方裁判所判事補に補する

判事補の職権の特例等に関する法律第一条の規定により判事の職務を行う者に指名する

東京簡易裁判所判事に補する（各通）

鮫島寿美子

横浜家庭裁判所判事補に補する

兼ねて横浜地方裁判所判事補に補する

判事補の職権の特例等に関する法律第一条の規定により判事の職務を行う者に指名する

横浜簡易裁判所判事に補する　伊藤　聡志

同　鹿児島地方裁判所判事補に補する

兼ねて鹿児島家庭裁判所判事補に補する

判事補の職権の特例等に関する法律第一条の規定により判事の職務を行う者に指名する

鹿児島簡易裁判所判事に補する

東京地方裁判所判事補・東京簡易裁判所判事　野口　晶寛

同　小川　惠輔

最高裁判所事務総局総務局付を免ずる（各通）

同　賀嶋　敦

最高裁判所事務総局民事局付を免ずる

同　三浦　裕輔　同　前田　亮利

最高裁判所事務総局刑事局付を免ずる（各通）

同　菅　洋輝

最高裁判所事務総局行政局付を免ずる

東京家庭裁判所判事補・東京簡易裁判所判事　林　雅子

最高裁判所事務総局家庭局付を免ずる

水戸家庭裁判所判事補兼水戸地方裁判所判事補・水戸簡易裁判所判事　鈴木麻奈美

札幌地方裁判所判事補に補する

兼ねて札幌家庭裁判所判事補に補する

札幌簡易裁判所判事に補する